

一般財団法人岐阜県バスケットボール協会
慶弔規程

第1条〔趣旨〕

本規程は、一般財団法人岐阜県バスケットボール協会（以下「本協会」という。）における加盟団体及び役員等の相互の親睦を図り、併せて関係機関等との緊密な連携を保つため慶弔の意を表することを目的とする。

第2条〔表彰祝金〕

本協会の加盟団体及び役員等が、国、岐阜県、公益財団法人日本バスケットボール協会、東海バスケットボール協会もしくはこれらの関係機関から表彰されたときは、理事会の承認を得て、10,000円以内の祝金あるいは記念品を贈呈することができる。

第3条〔記念行事祝金〕

本協会の加盟団体または加盟登録チームが、各種記念行事を開催し、本協会が招きを受けたときは、理事会の承認を得て、10,000円以内の行事祝金あるいは記念品を贈ることができる。

2 関係団体の記念行事についても同様とする。

第4条〔弔慰金〕

本協会主催の競技会等において、大会役員、参加チーム構成員又は審判員が、競技会の試合が原因で死亡したときは、会長の決裁で弔慰金を贈り、必要に応じて生花等を贈る。

2 本協会の役員が死亡した場合は、会長の決裁で10,000円の弔慰金を贈り、必要に応じて生花等を贈る。

3 本協会の役員の一親等以内の親族が死亡した場合は、会長の決裁で10,000円以内の弔慰金を贈ることができる。また、必要に応じて生花等を贈ることができる。

4 関係機関の関係者が死亡した場合、必要あるときは、会長の決裁で10,000円以内の弔慰金を贈ることができる。また、必要に応じて生花等を贈ることができる。

第5条〔手続き〕

この規程に該当する本人又は情報を得た関係者は、速やかに本協会事務総長に連絡をしなければならない。

第6条〔本規程の改廃〕

この慶弔規程の改廃は、理事会の議決に基づきこれを行うものとする。

第7条〔施行〕

本規程は、令和5年5月1日から施行する。